

## 第2 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 目次

改 正 後	改 正 前
<p>第13章 連結法人の<u>外国関係会社</u>に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（<u>連結法人の外国関係会社</u>に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（<u>特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人</u>に係る所得の課税の特例）関係</p>	<p>第13章 連結法人の<u>特定外国子会社等</u>に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（<u>連結法人の特定外国子会社等</u>に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（<u>特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人</u>に係る所得の課税の特例）関係</p>

### 二 第68条の90～第68条の93（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第13章 連結法人の<u>外国関係会社</u>に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（<u>連結法人の外国関係会社</u>に係る所得の課税の特例）関係</p> <p style="text-align: right;">（廃止）</p>	<p>第13章 連結法人の<u>特定外国子会社等</u>に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（<u>連結法人の特定外国子会社等</u>に係る所得の課税の特例）関係</p> <p><u>（発行済株式）</u></p> <p><u>68の90-1 措置法第68条の90第1項第1号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>㊦ 例えば寄附金の損金算入限度額を計算する場合のように、いわゆる資本金基準額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額は、払込済の金額による。</u></p> <p><u>(直接及び間接保有の株式)</u></p> <p><u>68の90-2 措置法第68条の90第1項の直接及び間接保有の株式には、連結法人が直接及び間接に保有する同項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」という。）の株式でその株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p><u>㊦ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして同項の規定を適用することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(事業年度と課税年度とが異なる場合の特定外国子会社等の判定)</u></p> <p><u>68の90-3 措置法第68条の90第2項第1号に規定する外国関係会社(以下「外国関係会社」という。)が措置法令第39条の114第1項第2号の要件を満たす外国関係会社に該当するか否かを判定する場合において、当該外国関係会社の事業年度が同条第2項第1号に規定する本店所在地国の法令(以下「本店所在地国の法令」という。)における課税年度と異なるときであっても、当該外国関係会社の事業年度につき同項の規定を適用して判定することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(課税標準の計算がコストプラス方式による場合)</u></p> <p><u>68の90-4 外国関係会社の本店所在地国の法令の規定により、当該外国関係会社の当該事業年度の決算に基づく所得の金額及び課税標準を算出することに代えて、当該外国関係会社の支出経費に一定率を乗じて計算した金額をもって課税標準とする、いわゆるコストプラス方式により計算することができることとされている場合であっても、措置法令第39条の114第2項第1号に規定する所</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>得の金額は、当該外国関係会社の当該事業年度の決算に基づく所得の金額につき当該本店所在地国の法令の規定を適用して算出することに留意する。</u></p> <p><u>(非課税所得の範囲)</u></p> <p><u>68の90-5 措置法令第39条の114第2項第1号イに規定する「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」には、例えば、次のような金額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得</u></p> <p><u>(2) 措置法第65条の2の規定に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額</u></p> <p><u>(3) 国外源泉所得につき、その生じた事業年度後の事業年度において外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域からの送金が行われた場合にはその送金が行われた事業年度で課税標準に含めることとされているときであっても、特定外国子会社等に該当するか否かの判定を行う場合には、当該国外源泉所得の生じた事業年度の課税標準の額に含めることに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</u></p> <p><u>68の90-6 措置法令第39条の114第2項第2号イに規定する「当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるもの」とは、外国関係会社とその本店所在地国以外の国又は地域に所在する子会社（以下68の90-6において「外国子会社」という。）から受ける剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下68の90-6において「剰余金の配当等」という。）の額がある場合に、本店所在地国の法令により、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその剰余金の配当等の</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>額に対応するものにつき税額控除の適用を受けるときにおける当該外国関係会社が納付したものとみなされる外国法人税の額をいうのであるが、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額には、当該外国子会社が当該事業年度においてその本店所在地国以外の国又は地域において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定により当該外国子会社が納付したものとみなされるものは含まれないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(複数税率の場合の特例の適用)</u></p> <p><u>68 の 90-7</u> その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に措置法令第 39 条の 114 第 2 項第 3 号の規定が適用されるのであるから、<u>法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(主たる事業の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-8</u> 措置法令第 39 条の 114 第 2 項第 4 号の規定を適用する場合において、<u>外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(適用対象金額等の計算)</u></p> <p><u>68 の 90-9</u> 措置法第 68 条の 90 第 2 項第 2 号に規定する適用対象金額及び同条第 4 項に規定する部分適用対象金額並びに措置法令第 39 条の 115 第 5 項に規定する欠損金額は、<u>特定外国子会社等が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第 61 条の 4 の規定の例に準じて交際費等の損金不算入額を計算する場合にお</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>る同条に定める 800 万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、68 の 90-14 により連結法人が特定外国子会社等の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</u></p> <p><u>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</u></p> <p><u>68 の 90-10 措置法令第 39 条の 115 第 1 項第 1 号の規定により特定外国子会社等の適用対象金額につき法及び措置法の規定の例に準じて計算する場合には、次に定めるものは、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 青色申告書を提出する法人であることを要件として適用することとされている規定については、当該特定外国子会社等は当該要件を満たすものとして当該規定の例に準じて計算する。</u></p> <p><u>(2) 減価償却費、評価損、圧縮記帳、引当金の繰入額、準備金の積立額等の損金算入又は長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準による収益及び費用の計上等確定した決算における経理を要件として適用することとされている規定については、特定外国子会社等がその決算において行った経理のほか、連結法人が措置法第 68 条の 90 の規定の適用に当たり当該特定外国子会社等の決算を修正して作成した当該特定外国子会社等に係る損益計算書等において行った経理をもって当該要件を満たすものとして取り扱う。この場合には、決算の修正の過程を明らかにする書類を当該損益計算書等に添付するものとする。</u></p> <p><u>(註) 特定外国子会社等の決算の修正は、当該連結法人及び当該特定外国子会社等に係る内国法人が統一的に行うものとし、これらの法人が個々に行うことはできない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p>(3) <u>連結法人が措置法第 68 条の 90 の規定の適用に当たり採用した棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法等は、同条を適用して最初に提出する連結確定申告書に添付する当該特定外国子会社等に係る損益計算書等に付記するものとし、一旦採用したこれらの方法は、特別の事情がない限り、継続して適用するものとする。</u></p> <p>(4) <u>当該連結確定申告書の提出前において、既に措置法第 66 条の 6 の規定の適用を受けて最初に提出した確定申告書があり、かつ、当該確定申告書に添付した当該特定外国子会社等に係る損益計算書等に評価方法を付記している場合には、新たに当該連結確定申告書に添付する損益計算書等への付記を要しないものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、既に同条の規定の適用に当たり一旦採用したこれらの方法については、措置法第 68 条の 90 の規定の適用においても、特別の事情がない限り、継続して適用することに留意する。</u></p> <p><u>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</u></p> <p><u>68 の 90-10 の 2 措置法令第 39 条の 115 第 1 項第 1 号の規定により特定外国子会社等の適用対象金額につき本邦法令の規定の例に準じて計算するに当たり、特定外国子会社等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人（当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人など法第 66 条第 6 項第 2 号の大法人をいう。以下 68 の 90-10 の 2 において同じ。）が含まれている場合には、当該特定外国子会社等が中小法人（当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人をいう。）に該当するときであっても、措置法第 57 条の 9 第 1 項及び第 61 条の 4 第 2 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>特定外国子会社等が、法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている場合も、同様である。</u></p> <p><u>① 当該特定外国子会社等の資本金の額又は出資金の額の円換算については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値による。</u></p> <p><u>2 当該特定外国子会社等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者が外国法人である場合において、当該外国法人が大法人に該当するかどうかは、当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算による。</u></p> <p><u>(特定外国子会社等が2以上ある場合の損益の不通算)</u></p> <p><u>68の90-11 措置法第68条の90第1項に規定する個別課税対象金額は特定外国子会社等ごとに計算するから、連結法人に係る特定外国子会社等が2以上ある場合において、その特定外国子会社等のうちに欠損金額が生じたものがあるときであっても、他の特定外国子会社等の所得の金額との通算はしないことに留意する。</u></p> <p><u>68の90-12 削 除</u></p> <p><u>68の90-13 削 除</u></p> <p><u>(個別課税対象金額等の円換算)</u></p> <p><u>68の90-14 連結法人が措置法第68条の90第1項又は第4項の規定により特定外国子会社等に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額に相当する金</u></p>

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

改 正 後	改 正 前
	<p><u>額を益金の額に算入する場合における当該個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額の円換算は、当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値（連結基本通達17-1-2に定める電信売買相場の仲値をいう。以下同じ。）による。ただし、継続適用を条件として、当該連結法人の同日を含む連結事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によることができるものとする。</u></p> <p><u>同条第5項第1号に規定する部分適用対象金額に係る収入金額として政令で定める金額の円換算についても同様に取り扱う。</u></p> <p><u>④ ただし書による場合において、当該連結法人が2以上の特定外国子会社等を有するときは、その全ての特定外国子会社等につき、当該電信売買相場の仲値によるものとする。</u></p> <p><u>（船舶又は航空機の貸付けの意義）</u></p> <p><u>68の90-15 措置法第68条の90第3項に規定する特定事業に係る措置法第66条の6第3項に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の貸付けをいい、いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の用船（機）は、これに該当しない。</u></p> <p><u>措置法第68条の90第4項第7号に規定する「船舶又は航空機の貸付け」についても同様とする。</u></p> <p><u>（自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義）</u></p> <p><u>68の90-16 措置法第68条の90第3項の規定の適用上、連結法人に係る特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（以下68の90-16の2までにお</u></p>
	<p>(廃 止)</p>
	<p>(廃 止)</p>



改 正 後	改 正 前
	<p><u>いて「管理支配基準」という。)の判定は、当該特定外国子会社等の株主総会及び取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を勘案の上行うものとする。この場合において、例えば、当該特定外国子会社等の株主総会の開催が本店所在地国等以外の場所で行われていること、当該特定外国子会社等が、現地における事業計画の策定等に当たり、当該連結法人と協議し、その意見を求めていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、当該特定外国子会社等が管理支配基準を満たさないことにはならないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(被統括会社に該当する特定外国子会社等の適用除外の判定)</u></p> <p><u>68の90-16の2 被統括会社に該当する特定外国子会社等が措置法第68条の90第3項に規定する場合に該当する場合には、当該被統括会社の適用対象金額について同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該被統括会社が管理支配基準を満たすかどうかの判定は、68の90-16前段の取扱いにより行う。</u></p> <p>(廃 止) <u>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</u></p> <p><u>68の90-16の3 措置法第68条の90第3項の規定の適用上、統括会社(措置法令第39条の117第4項に規定する統括会社をいう。以下同じ。)に該当する株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等が、「その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業(……)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し(……)、かつ、その事業の管理、支配及び及び運営を自ら行っている(……)もの」に該当するかどうかは、当該特定外国子会社等の行う統括業務を「その主たる事業」として、その判定を行うことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>措置法令第 39 条の 117 第 14 項に規定する「主たる事業」が同項第 3 号に規定する「主として本店所在地国において行っている場合」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(廃止) <u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-17</u> 特定外国子会社等の営む事業が措置法第 68 条の 90 第 3 項第 1 号又は措置法令第 39 条の 117 第 14 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>④ 措置法第 68 条の 90 第 3 項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、68 の 90-8 に準ずる。</p> <p>(廃止) <u>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</u></p> <p><u>68 の 90-17 の 2</u> 措置法令第 39 条の 117 第 2 項に規定する「その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、同項の法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいうのであるから、当該事業に従事する者は当該法人の事業に専属的に従事している者に限られないことに留意する。</p> <p>(廃止) <u>(専ら統括業務に従事する者)</u></p> <p><u>68 の 90-17 の 3</u> 措置法令第 39 条の 117 第 4 項第 2 号に規定する「専ら当該統括業務に従事する者……を有している」とは、同項の特定外国子会社等に同条第 1 項に規定する統括業務を行う専門部署(以下 68 の 90-17 の 3 において「統括部署」という。)が存している場合には当該統括部署で当該統括業務に従事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>する者を有していることをいい、当該特定外国子会社等に統括部署が存していない場合には当該統括業務に専属的に従事する者を有していることをいう。</u></p> <p><u>(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)</u></p> <p><u>68 の 90-17 の 4 措置法令第 39 条の 117 第 1 項に規定する「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）」とは、被統括会社の事業方針の策定及び指示並びに業務執行の管理及び事業方針の調整の業務で、当該事業の遂行上欠くことのできないものをいう。</u></p> <p><u>(例) 例えば、同項に規定する特定外国子会社等が被統括会社の事業方針の策定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務は、「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(特定保険協議者の管理支配基準の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-17 の 5 措置法令第 39 条の 117 第 6 項に規定する特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、68 の 90-16 前段の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</u></p> <p><u>68 の 90-18 金融商品取引業を営む連結法人に係る特定外国子会社等で金融商品取引業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下 68 の 90-18 において同じ。）を当該連結法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該連結法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合にお</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>ける売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。)の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は措置法令第 39 条の 117 第 10 項第 4 号に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(部分適用対象金額)</u></p> <p><u>68 の 90-18 の 2 措置法第 68 条の 90 第 4 項に規定する部分適用対象金額(以下 68 の 90-18 の 2 において「部分適用対象金額」という。)は同項に規定する特定所得の金額の合計額をいうが、当該特定所得の金額の基となる同項各号に掲げる残額は正(プラス)の金額をいうのであるから、例えば、債券の譲渡をした場合において、当該債券の譲渡に係る対価の額の合計額が当該債券の譲渡に係る原価の額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を超えないときには、その超えない部分の金額は部分適用対象金額には含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</u></p> <p><u>68 の 90-18 の 3 措置法第 68 条の 90 第 4 項第 1 号に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、連結納税基本通達 2-1-30 の(1)及び(2)に定める日をいい、措置法令第 39 条の 117 の 2 第 2 項本文に規定する「剰余金の配当等の額(……)の支払に係る効力が生ずる日の前日」とは、同通達の(5)のイ、ロ及びニからトまでに定める日の前日をいい、同項括弧書に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、同通達の(5)のハに定める日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、特定外国子会社等に対して剰余金の配当等を支払う法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の時期につきこれらと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日となる。</u></p> <p><u>(特定所得の金額に係る源泉税等)</u></p> <p><u>68の90-18の4 措置法第68条の90第4項各号に規定する「直接要した費用の額」には、同項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等（令第141条第2項第3号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第2条第41号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。）の額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(自ら行った研究開発の意義)</u></p> <p><u>68の90-18の5 措置法令第39条の117の2第14項第1号に規定する「当該特定外国子会社等が自ら行った研究開発」には、特定外国子会社等が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該特定外国子会社等が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</u></p> <p><u>68の90-19 措置法第68条の90第7項の規定の適用上、同条第3項の規定の適用がある旨の記載とは、規則別表十七（三）の様式による記載をいい、「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、当該特定外国子会社等に係る貸借対照表、損益計算書及び措置法規則第22条の76第3項第2号から第6号までに掲げる書類のほか規則別表十七（三）の「7」欄から「16」欄までの各欄の記載に当たり参考とした書類をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</u></p> <p><u>68の90-19の2 措置法第68条の90第7項の規定の適用上、同条第5項の規定の適用がある旨の記載とは、規則別表十七(三の二)の様式による記載をいい、「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、規則別表十七(三の二)の「14」欄から「18」欄までの各欄の記載に当たり参考とした書類をいう。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(統括会社に該当することの証明)</u></p> <p><u>68の90-19の3 措置法第68条の90第9項の規定により読み替えられた同条第7項の規定の適用上、同条第3項の規定の適用がある旨の記載とは、規則別表十七(三)の様式による記載をいい、「統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類」とは、規則別表十七(三)付表二及び措置法規則第22条の76第5項第4号に規定する関係を系統的に図示した書類をいい、「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、措置法令第39条の117第1項に規定する統括業務の基となる統括会社と被統括会社との間における契約に係る書類の写しのほか、規則別表十七(三)の「7」欄から「16」欄までの各欄及び別表十七(三)付表二の各欄の記載に当たり参考とした書類をいう。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</u></p> <p><u>68の90-19の4 措置法規則第22条の76第6項に規定する「契約に係る書類の写し」は、措置法令第39条の117第1項に規定する統括業務の基となる統括会社と被統括会社との間で交わされた契約書、覚書の写しなど、その契約の内容が客観的に確認できる書類の写しをいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(発行済株式)</u></p> <p><u>68 の 90-1 措置法第 68 条の 90 第 1 項第 1 号イの「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額(以下 68 の 90-2 において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下 68 の 90-2 において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p><u>④ 例えば寄附金の損金算入限度額を計算する場合のように、いわゆる資本金基準額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額は、払込済の金額による。</u></p> <p><u>(直接及び間接に有する株式)</u></p>	<p><u>(外国法人税の範囲)</u></p> <p><u>68 の 90-20 措置法第 68 条の 91 第 1 項並びに措置法令第 39 条の 114 第 2 項第 1 号及び第 39 条の 118 第 9 項に規定する外国法人税の額には、特定外国子会社等が法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項に規定する国内源泉所得に係る所得について課された法人税、所得税及び法第 38 条第 2 項第 2 号に掲げるものの額を含めることができる。</u></p> <p><u>(個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算)</u></p> <p><u>68 の 90-21 措置法第 68 条の 91 第 1 項の規定を適用する場合における措置法令第 39 条の 118 第 1 項の規定による個別課税対象金額又は同条第 2 項の規定による個別部分課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税の額の計算並びに同条第 6 項の規定による減額されたとみなされる個別控除対象外国法人税の額の計算は、その特定外国子会社等がその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算されたこれらの個別控除対象外国法人税の額の円換算については、68 の 90-14 に準ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>





改 正 後	改 正 前
<p><u>分対象外国関係会社に係る個別部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する場合における当該個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額及び同条第 10 項第 2 号に規定する部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の円換算は、当該外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日における電信売買相場の仲値（連結基本通達 17-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。以下 68 の 90-21 までにおいて同じ。）による。ただし、継続適用を条件として、当該連結法人の同日を含む連結事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によることができるものとする。</u></p> <p><u>(四) ただし書による場合において、当該連結法人が 2 以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値によるものとする。</u></p> <p><u>(主たる事業の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-5 措置法第 68 条の 90 第 2 項第 2 号イ(1)若しくは同項第 3 号又は措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 4 号の規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</u></p> <p><u>(主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の意義)</u></p> <p><u>68 の 90-6 措置法第 68 条の 90 第 2 項第 2 号イ(1)及び第 3 号ロのその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していることとは、外国関係会社はその主たる事業に係る活動を行うために必要とな</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る固定施設を有していることをいうのであるから、同項第2号イ(1)及び第3号ロの規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 外国関係会社の有する固定施設が、当該外国関係会社の主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設（以下68の90-6において「事務所等」という。）に該当するか否かは、当該外国関係会社の主たる事業の業種や業態、主たる事業に係る活動の内容等を踏まえて判定すること。ただし、当該外国関係会社の有する固定施設が、主たる事業に係る活動を行うために使用されるものでない場合には、主たる事業を行うに必要と認められる事務所等には該当しない。</u></p> <p><u>(2) 外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる事務所等を賃借により使用している場合であっても、事務所等を有していることに含まれること。</u></p> <p><u>（自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義）</u></p> <p><u>68の90-7 措置法第68条の90第2項第2号イ(2)及び第3号ロの「その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」こととは、外国関係会社が、当該外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行することであり、これらの行為に係る結果及び責任が当該外国関係会社に帰属していることをいうのであるが、次の事実があるとしてもそのことだけでこの要件を満たさないことにはならないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該外国関係会社の役員が当該外国関係会社以外の法人の役員又は使用人（以下68の90-8において「役員等」という。）を兼務していること。</u></p> <p><u>(2) 当該外国関係会社の事業計画の策定等に当たり、親会社等と協議し、その意見を求めていること。</u></p> <p><u>(3) 当該事業計画等に基づき、当該外国関係会社の業務の一部を委託していること。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(事業の管理、支配等を本店所在地国において行っていることの判定)</u></p> <p><u>68 の 90-8 措置法第 68 条の 90 第 2 項第 2 号イ(2)及び第 3 号ロにおけるその事業の管理、支配及び運営を本店所在地国（同項第 2 号イ(2)に規定する本店所在地国をいう。以下 68 の 90-27 までにおいて同じ。）において行っているかどうかの判定は、外国関係会社の株主総会及び取締役会等の開催、事業計画の策定等、役員等の職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を総合的に勘案の上行うことに留意する。</u></p> <p><u>(特定保険協議者又は特定保険受託者の管理支配基準の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-9 措置法令第 39 条の 114 の 2 第 2 項及び第 13 項の特定保険協議者又は特定保険受託者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、68 の 90-7 及び 68 の 90-8 の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の経済活動基準の判定)</u></p> <p><u>68 の 90-10 措置法第 68 条の 90 第 2 項第 3 号の規定の適用上、統括会社（措置法令第 39 条の 114 の 2 第 8 項に規定する統括会社をいう。）に該当する株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が、「その本店所在地国においてその主たる事業（……）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること（……）並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（……）」に該当するかどうかは、当該外国関係会社の行う統括業務を「その主たる事業」として、その判定を行うことに留意する。</u></p> <p>措置法令第 39 条の 114 の 2 第 19 項に規定する「主たる事業」が同項第 4 号</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に規定する「主として本店所在地国において行っている場合」に該当するかどう うかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)</u></p> <p><b>68 の 90-11</b> <u>措置法令第 39 条の 114 の 2 第 5 項に規定する「被統括会社の事業 の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないもの に限る。）」とは、被統括会社（同条第 6 項に規定する被統括会社をいう。以 下 68 の 90-12 までにおいて同じ。）の事業方針の策定及び指示並びに業務執 行の管理及び事業方針の調整の業務で、当該事業の遂行上欠くことのできない ものをいう。</u></p> <p><u>④ 例えば、同条第 5 項に規定する外国関係会社が被統括会社の事業方針の策 定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務は、「被統括会社の 事業の方針の決定又は調整に係るもの」に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(被統括会社に該当する外国関係会社の経済活動基準の判定)</u></p> <p><b>68 の 90-12</b> <u>被統括会社に該当する外国関係会社(特定外国関係会社に該当する ものを除く。)が措置法第 68 条の 90 第 2 項第 3 号に掲げる要件のいずれにも 該当する場合には、当該被統括会社は対象外国関係会社に該当せず、同条第 1 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>④ 当該被統括会社が本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を 自ら行っているかどうかの判定は、68 の 90-7 及び 68 の 90-8 の取扱いに より行う。</u></p> <p><u>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</u></p> <p><b>68 の 90-13</b> <u>措置法令第 39 条の 114 の 2 第 6 項に規定する「その本店所在地国</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、同項の法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいうのであるから、当該事業に従事する者は当該法人の事業に専属的に従事している者に限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(専ら統括業務に従事する者)</u></p> <p><u>68の90-14 措置法令第39条の114の2第8項第2号に規定する「専ら当該統括業務に従事する者……を有している」とは、同項の外国関係会社に同条第5項に規定する統括業務を行う専門部署(以下68の90-14において「統括部署」という。)が存している場合には当該統括部署で当該統括業務に従事する者を有していることをいい、当該外国関係会社に統括部署が存していない場合には当該統括業務に専属的に従事する者を有していることをいう。</u></p> <p><u>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</u></p> <p><u>68の90-15 措置法第68条の90第2項第3号イ又は同条第6項第8号の規定の適用上、船舶若しくは航空機の貸付けとは、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の貸付けをいい、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の用船(機)は、これに該当しない。</u></p> <p><u>(全てに従事していることの範囲)</u></p> <p><u>68の90-16 措置法第68条の90第2項第3号イに規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託(補助業務(広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。))以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>同項第7号及び措置法令第39条の116第1項各号並びに措置法第68条の90第6項第2号、第5号及び第8号並びに措置法令第39条の117の2第8項第1号及び第2号に規定する「全てに従事している」ことについても、同様とする。</u></p> <p><u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68の90-17 外国関係会社の営む事業が措置法第68条の90第2項第3号ハ(1)又は措置法令第39条の114の2第19項第1号から第3号までに掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p> <p><u>(金融商品取引業を営む外国関係会社が受けるいわゆる分与口銭)</u></p> <p><u>68の90-18 金融商品取引業を営む連結法人に係る外国関係会社で金融商品取引業を営むものが、その本店所在地国においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下68の90-18において同じ。）を当該連結法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該連結法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は措置法令第39条の114の2第15項第4号に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(適用対象金額等の計算)</u></p> <p><u>68の90-19 措置法第68条の90第2項第4号に規定する適用対象金額、同条第</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>7項に規定する部分適用対象金額及び同条第9項に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに措置法令第39条の115第5項に規定する欠損金額、措置法令第39条の117の2第28項に規定する部分適用対象損失額及び措置法令第39条の117の3第9項に規定する金融子会社等部分適用対象損失額は、外国関係会社が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第61条の4の規定の例に準じて交際費等の損金不算入額を計算する場合における同条に定める800万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、68の90-4により連結法人が外国関係会社の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</u></p> <p><u>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</u></p> <p><u>68の90-20 措置法令第39条の115第1項第1号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき法及び措置法の規定の例に準じて計算する場合には、次に定めるものは、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 青色申告書を提出する法人であることを要件として適用することとされている規定については、当該外国関係会社は当該要件を満たすものとして当該規定の例に準じて計算する。</u></p> <p><u>(2) 減価償却費、評価損、圧縮記帳、引当金の繰入額、準備金の積立額等の損金算入又は長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準による収益及び費用の計上等確定した決算における経理を要件として適用することとされている規定については、当該外国関係会社はその決算において行った経理のほか、連結法人が措置法第68条の90の規定の適用に当たり当該外国関</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>係会社の決算を修正して作成した当該外国関係会社に係る損益計算書等において行った経理をもって当該要件を満たすものとして取り扱う。この場合には、決算の修正の過程を明らかにする書類を当該損益計算書等に添付するものとする。</u></p> <p><u>㊸ 当該外国関係会社の決算の修正は、当該連結法人及び当該外国関係会社に係る内国法人が統一的に行うものとし、これらの法人が個々に行うことはできない。</u></p> <p><u>(3) 連結法人が措置法第 68 条の 90 の規定の適用に当たり採用した棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法等は、同条を適用して最初に提出する連結確定申告書に添付する当該外国関係会社に係る損益計算書等に付記するものとし、一旦採用したこれらの方法は、特別の事情がない限り、継続して適用するものとする。</u></p> <p><u>㊸ 当該連結確定申告書の提出前において、既に措置法第 66 条の 6 の規定の適用を受けて最初に提出した確定申告書があり、かつ、当該確定申告書に添付した当該外国関係会社に係る損益計算書等に評価方法等を付記している場合には、新たに当該連結確定申告書に添付する損益計算書等への付記を要しないものとする。</u></p> <p><u>なお、既に同条の規定の適用に当たり一旦採用したこれらの方法については、措置法第 68 条の 90 の規定の適用においても、特別の事情がない限り、継続して適用することに留意する。</u></p> <p><u>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</u></p> <p><u>68 の 90-21 措置法令第 39 条の 115 第 1 項第 1 号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき本邦法令の規定の例に準じて計算するに当たり、当該外国関係会社の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれか</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>に大法人（当該外国関係会社の当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人など法第66条第6項第2号の大法人をいう。以下68の90-21において同じ。）が含まれている場合には、当該外国関係会社が中小法人（当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいう。）に該当するときであっても、措置法第57条の9第1項及び第61条の4第2項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>当該外国関係会社が、法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>⑥1 当該外国関係会社の資本金の額又は出資金の額の円換算については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値による。</u></p> <p><u>2 当該外国関係会社の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者が外国法人である場合において、当該外国法人が大法人に該当するかどうかは、当該外国関係会社の当該事業年度終了の時点における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算による。</u></p> <p><u>（外国関係会社の事業年度と課税年度とが異なる場合の租税負担割合の計算）</u></p> <p><u>68の90-22 措置法第68条の90第5項第1号に規定する租税負担割合（以下68の90-25において「租税負担割合」という。）を算出する場合において、外国関係会社の事業年度が措置法令第39条の117第2項第1号に規定する本店所在地国の法令（以下68の90-26までにおいて「本店所在地国の法令」という。）における課税年度と異なるときであっても、当該外国関係会社の事業年度につき同項の規定を適用して算出することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(課税標準の計算がコストプラス方式による場合)</u></p> <p><u>68 の 90-23 外国関係会社の本店所在地国の法令の規定により、当該外国関係会社の当該事業年度の決算に基づく所得の金額及び課税標準を算出することに代えて、当該外国関係会社の支出経費に一定率を乗じて計算した金額をもって課税標準とする、いわゆるコストプラス方式により計算することができることとされている場合であっても、措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 1 号に規定する所得の金額は、当該外国関係会社の当該事業年度の決算に基づく所得の金額につき当該本店所在地国の法令の規定を適用して算出することに留意する。</u></p> <p><u>(外国法人税の範囲)</u></p> <p><u>68 の 90-24 措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 1 号に規定する外国法人税の額には、外国関係会社が法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項に規定する国内源泉所得に係る所得について課された法人税及び所得税並びに地方法人税及び法第 38 条第 2 項第 2 号に掲げるものの額を含めることができる。</u></p> <p><u>(非課税所得の範囲)</u></p> <p><u>68 の 90-25 措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 1 号イに規定する「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」には、例えば、次のような金額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得</u></p> <p><u>(2) 措置法第 65 条の 2 の規定に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額</u></p> <p><u>(注) 国外源泉所得につき、その生じた事業年度後の事業年度において外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域からの送金が行われた場合にはその送</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>金が行われた事業年度で課税標準に含めることとされているときであつても、租税負担割合を算出する場合には、当該国外源泉所得の生じた事業年度の課税標準の額に含めることに留意する。</u></p> <p><u>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</u></p> <p><u>68 の 90-26 措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 2 号に規定する「当該外国関係会社</u> <u>社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるもの」とは、外国関係会社</u> <u>がその本店所在地国以外の国又は地域に所在する子会社（以下 68 の 90-26 において「外国子会社」という。）から受ける剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下 68 の 90-26 において「剰余金の配当等」という。）の額がある場合に、本店所在地国の法令により、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその剰余金の配当等の額に対応するものにつき税額控除の適用を受けるときにおける当該外国関係会社</u> <u>社が納付したものとみなされる外国法人税の額をいうのであるが、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額には、当該外国子会社が当該事業年度においてその本店所在地国以外の国又は地域において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定により当該外国子会社が納付したものとみなされるものは含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(複数税率の場合の特例の適用)</u></p> <p><u>68 の 90-27 その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に措置法令第 39 条の 117 第 2 項第 3 号の規定が適用されるのであるから、法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定所得の金額に係る源泉税等)</u></p> <p><u>68の90-28 措置法第68条の90第6項第1号から第4号まで及び同項第8号から第10号まで並びに措置法令第39条の117の2第14項第1号に規定する「直接要した費用の額」には、措置法第68条の90第6項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等（令第141条第2項第3号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第2条第41号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。）の額が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(自ら行った研究開発の意義)</u></p> <p><u>68の90-29 措置法令第39条の117の2第18項第1号に規定する「部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発」には、同号の部分対象外国関係会社が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該部分対象外国関係会社が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算)</u></p> <p><u>68の90-30 措置法第68条の91第1項の規定を適用する場合における措置法令第39条の118第1項の規定による個別課税対象金額、同条第2項の規定による個別部分課税対象金額又は同条第3項の規定による個別金融子会社等部分課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税の額の計算並びに同条第8項の規定による減額されたとみなされる個別控除対象外国法人税の額の計算は、その外国関係会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算されたこれらの個別控除対象外国法人税の額の円換算については、68の90-4に準ずる。</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、外国関係会社(措置法第68条の90第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。以下同じ。)又は外国関係法人(措置法第68条の93の2第1項に規定する外国関係法人をいう。以下同じ。)の平成30年4月1日以後開始する事業年度に係る適用対象金額及び個別課税対象金額、部分適用対象金額及び個別部分課税対象金額並びに金融子会社等部分適用対象金額及び個別金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額及び個別金融関係法人部分課税対象金額について適用する。ただし、この法令解釈通達による改正後の68の90-30及び68の93の2-1(68の90-30の取扱いに準じて取り扱う部分に限る。)の取扱いは、外国関係会社又は外国関係法人の同日以後開始する事業年度に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額及び個別金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る外国法人税の額について適用する。</u></p>	